

令和 6 年

第 2 回国立市農業  
委員会総会議事録

国立市農業委員会

## 令和6年第2回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和6年2月28日 午前10時00分開会  
午前10時52分閉会

2. 場 所 国立市役所3階 第1会議室

### 出席者

1. 内山 砂里	2. 遠藤 良信	3. 北島 直芳	4. 小鹿倉 薫
5. 佐伯 昌信	6. 佐伯 正弘	7. 佐伯 義夫	8. 鈴木 政久
9. 関 慎一	10. 三田 栄作		

### 事務局

事務局長 堀江 祥生	農政係長 名古屋 悠	農政係主任 山本 雅一
農政係主任 檜垣 賢	会計年度任用職員 澤田 恵美子	

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 題

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書       | 1件 |
| (2) 生産綠地に係る農家の主たる従事者についての証明願 | 1件 |

5. 専決処理の報告

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書 | 2件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 | 1件 |

6. 協議事項

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| (1) 令和6年度稲作体験学習会拡充事業（ゲストスピーカー）について |  |
| (2) 「現況農地の認定基準」の改定について             |  |
| (3) 令和5年度農業委員会活動の集約について            |  |

7. 報告事項

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 令和5年度農業者懇談会について |  |
|---------------------|--|

8. その他

## 令和6年第2回農業委員会総会

令和6年2月28日

【北島会長】 では、2月の総会を始めたいと思います。議事録署名委員は、9番の関慎一委員、10番の三田栄作委員、よろしくお願ひします。議題に入ります。(1)相続税の納税猶予に関する適格者証明書。事務局、よろしくお願ひします。

【事務局長】 それでは、資料の1ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ています。まず1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は、記載のとおりとなります。それから2番、農地等の相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時における被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は、記載のとおりとなります。特例の適用を受けようとする農地等の明細ですけれども、2ページの明細書のとおりとなります。合計で3,106平方メートルの農地面積で、4か所に分かれていますが、場所は、3ページ、4ページの案内図のとおりとなります。説明は以上です。

【北島会長】 これは、三田会長職務代理と関農地利用班長と私で、現地確認をしています。三田会長職務代理、報告をお願いします。

【三田委員】 現地確認を行いましたが、問題なく農地として認めていいと思います。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。次、(2)生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願です。事務局、お願いします。

【事務局長】 資料の5ページをお開きください。生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願が出ています。申出者の住所、氏名、それから買取り申出事由、死亡された方の氏名、住所、申出をする者との続柄、買取り申出事由が生じた日は、記載のとおりとなります。買取り申出生産緑地は、6ページの明細書のとおりとなります。7筆となりまして、場所は、2か所になりますが、7ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 ありがとうございます。これは関農地利用班長、報告をお願いします。

【関委員】 2月6日に現地確認をしました。特に問題はございませんでした。

【北島会長】 ありがとうございます。次、専決処理の報告です。(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書、2件です。よろしくお願ひします。

【事務局長】 資料の8ページをご覧ください。農地法4条の転用の届出で、番号は1番となりまして、農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は、記載のとおりとなります。場所は、9ページの案内図をご覧ください。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。これは、現地確認は三田会長職務代理が行っているので、よろしくお願ひします。

【三田委員】 現地を確認しました。転用による農作物への影響はないと判断致しました。

【北島会長】 ありがとうございます。2件目、お願いします。

【事務局長】 農地法4条の届出、2件目ですが、10ページをご覧ください。番号は2番となりまして、農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は、記載のとおりとなります。場所は、11ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 これも三田会長職務代理、よろしくお願ひします。

【三田委員】 現地を確認したところ、転用による付近への影響はないものと判断致しました。

【北島会長】 ありがとうございます。次に、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書、1件です。事務局、よろしくお願ひします。

【事務局長】 資料の12ページをお開きください。農地法5条の届出で、番号は2番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は、記載のとおりとなります。場所は、13ページの案内図をご覧ください。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。これは佐伯昌信委員、よろしくお願ひします。

【佐伯（昌）委員】 特に回りへの影響はありませんでした。

【北島会長】 ありがとうございます。それでは協議事項に入らせて頂きます。(1) 令和6年度稻作体験学習会拡充事業（ゲストスピーカー）について、事務局、よろしくお願ひします。

【事務局】 資料は14ページ、15ページとなります。2月の総会で、例年行っています稻作体験事業のゲストスピーカー、これは小学校8校への訪問授業を大体毎年6月に行っていまして、田植え、稲刈りの流れや、国立市の農業のことについて、事務局も交えて、農業委員さんのはうからプレゼンテーションをして、児童の皆さんに講義をしてもらう機会になっています。2月の総会の後で各校からの希望をお取りすることができましたので、今日、日程を確定したいと思います。その上で担当委員の方々を学校ごとで決めさせて頂きたいと思います。14ページに各校の希望を載せてあります。一小でいくと、①、②、③が6月の13、12、11日で載っていますが、①が第1希望の意味、【2】というのは2時間目という意味になります。見て頂くと、2時間目か3時間目、午前中の早い段階での授業というのが各校共通しているところになります。①の第1希望が全校かぶっていないので、全校の第1希望をお取りして日程は確定できるかなと思っています。ご協議をよろしくお願ひします。

【北島会長】 去年は3人1組でしたが、今年は2人1組にしたいと思います。この日程で大丈夫でしょうか。

【事務局】 第1希望を確認しながら、15ページに決定日を書く欄があるので、お手数ですが書き込んで頂けますでしょうか。まず、一小が6月13日（木）、二小が6月12日（水）、三小が6月11日（火）、四小が6月3日（月）、五小が6月7日（金）、六小が6月5日（水）、七小が6月14日（金）、八小が6月10日（月）です。これで日程は確定させて頂いてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【事務局】 会長からもお話がありましたが、例年3人体制でしたけれども、事務局も毎回ついて行きますので、2人体制であれば多少なりとも委員さんのご負担は減るかなと思っています。なので、基本的に米農家さんかベテランの農業委員さんと、あとは新任の方とのペアという形でご協議頂ければと思います。よろしくお願ひします。

【北島会長】 鈴木委員と三田会長職務代理と私が米を作っている状況です。他の方で稻作経験のある方は、いらっしゃいますか。いらっしゃらないようなので、この3人とのペアという形でよろしいでしょうか。

【事務局】 8回あるので、今のお三方が3回、3回、2回という、ちょっと多めの負担になるので、そこにもう1人、例えば2期目のベテランの方が入ると2回ずつで、多少はバランスがよくな

るかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【北島会長】 そうすると、ゲストスピーカーをやったことのある遠藤委員、小鹿倉委員、ご協力をお願いします。スライドもありますので、よろしくお願ひします。では、一小から行きましょう。

(協議)

【事務局】 では、1回読み上げます。一小が6月13日(木)で、鈴木政久委員と内山砂里委員、二小が6月12日(水)で、北島会長と佐伯義夫委員、三小が6月11日(火)で、鈴木政久委員と佐伯昌信委員、四小が6月3日(月)で、鈴木政久委員と遠藤良信委員、五小が6月7日(金)で、北島会長と遠藤良信委員、六小が6月5日(水)、三田栄作委員と関慎一委員、七小が6月14日(金)で、北島会長と小鹿倉薰委員、八小が6月10日(月)で、三田栄作委員と佐伯正弘委員となります。では、この内容で表をおつくりして、3月の総会のときにお持ちしたいと思いますので、そこで改めてご確認頂ければと思います。スムーズに進めて頂きましてありがとうございます。

【北島会長】 ありがとうございました。よろしくお願ひします。次に、(2)「現況農地の認定基準」の改定について、事務局、よろしくお願ひします。

【事務局】 こちらは総会資料とは別刷りした冊子をお手元にお配りしています。お目通しを頂き、ちょっとややこしい話で恐縮ですが、お時間を頂ければと思います。1ページ目、2ページ目に事の顛末を書いています。昨年の11月過ぎに、課税課固定資産税係から、市内の、現況は農地のように使われている土地について、課税の地目が農地にはなっておらず、宅地あるいは雑種地扱いされているようなところが複数見受けられるので現況に合わせて農地課税にしたいがどうすればいいかというような相談を受けました。もともと農業委員会では、現況が農地であるものを課税も農地に変えるための仕組みを令和3年の11月にこの農業委員会総会で承認を得て策定した経過があります。そのときは、対象地が過去に農地法4条の届出、自己転用がされて今は宅地あるいは雑種地扱いされているものをもう1回農地に戻したい場合に対応する仕組みとして、これまで運用していました。ただ、11月に課税課から相談を受けた土地というのが、これまで農地法の対象ではなかった、転用の履歴がない土地や、農地法5条の届出、所有権移転を伴う転用がされて今は農地として扱われていない土地が複数含まれることが分かりました。課税課の申出は農業委員会としてもありがたいことで、現況に合わせて農地課税するのは望ましいのですが、農地法4条でされた土地だけに限っていた中で、もう少し対象を広げてしまうといろいろとリスクが出てくる可能性がある。あとは、農地法との整合性も心配しなければいけないということがありました。どうしようかと思っていたところ、ちょうど12月に東京都から、こういった類いのことについてどう取り組むべきかという方針が出ました。それが3ページ、4ページに当たるところです。これもちょっと長い文章なので割愛して話したいのですが、近年、特に区市部において、自分の持っている土地をちゃんと農地として使っているから課税も農地として変更してほしい旨の要望が窓口に相当寄せられていて、困った市役所なり区役所の職員が東京都のほうに相談をするケースが結構増えており、それを踏まえて東京都から、指針が出ました。趣旨としては、現況が農地であれば、過去の経過にとらわれず、農地評価をすべきであろうということがここには書かれています。ただ、さっき申し上げたような、ご自宅の一画の家庭菜園的に使っているような空間を農地として認めるというのはなかなか厳しいことではあるので、そうならないように、例えば分筆をした上で対象地のみを申請していただくことで足切りを設ける。また、当該地を農地法の対象に含ませるために、登記地目をちゃんと田畠に変えてから申請を行わせるようにと、そういうリスク管理をした上で現況に合わせ

て農地課税すべきであろうということが、この3ページ、4ページでは書かれています。今の一連のことを踏まえて、今、国立市として持っている、現況に合わせて土地を農地評価するための仕組みというのは、農地法4条で過去に自己転用したものしか認めていなかったのですが、その対象を広げるかどうかというところを整理しました。今日、皆さんにお諮りして、問題がなければ、改定したいと思っています。前段が長くなりましたが、お配りした資料の1ページに戻って頂きまして、2番の前提のところ、まず大前提として、さっき東京都の指針もありましたが、現況が適正に農地として認められ、かつ、引き続き耕作していく意思が所有者の方がお持ちの場合には、過去の経緯は関係なく、基本的には農地の評価をすべきであろうというのが東京都としての方針です。国立市としてもそこに準じるべく、過去に農地法の対象ではなかった、転用の履歴等が一切ないような土地についても、新たに申請対象に含めるよう、課税課と調整したいと思っています。一方で、農地法5条の届出、所有権移転を伴う転用が過去に出されてその上で今農地利用されている土地、これをもう1回農地評価する仕組みをつくってしまうと、農地法3条で農地の売買要件が位置づけられているのですが、その手続を実質飛ばして農地の譲受けができてしまうというような、農地法との矛盾が見つかってしまいました。ここについては、農業委員会の上部組織の東京都農業会議に確認をしたところ、農地法5条で過去に出たところというのは、東京都からの指針が出ているものの対象には含めないほうが適当であろうということでコメントを頂きました。ということで、国立市農業委員会としては、今まで認めていた、過去に農地法4条が出された土地に加えて、過去に農地法の対象ではなかったところも認めたいと思っています。この対象を広げたことによって、先ほども触れましたが、4番のリスクと対策ということで、自宅敷地の家庭菜園、全く農地法の網にかかっていないかった一般の方の土地を耕運なりをして農地として使っているから認めてくれと、それを認め始めるとちょっと収穫がつかなくなることもありますので、基本的には、既存の要件にある、一団で300平方メートル程度というところは守りつつ、申請するのであれば、当該地の分筆をして対象地を明確にして、さらに、登記地目を現況に合わせてあらかじめ田畠に変えてから申請してくださいということを求めたいと思っています。基本的に農家さんが救われるような仕組みにはなっているのですけれども、一般の方が参入してくるにはなかなか難しい仕組みに引き続きなっています。また営農確約も、これまで特に期間は定めていなかったので、3年という明確な期間を決めました。なので、これによって農業的にちゃんと使うということが相当程度担保されないと、この仕組みに乗っかるにはちょっと難しいということで整理しています。6ページを見て頂きますと、これが2年前に策定した現状の「現況農地の認定基準」だったのですが、これを5ページのとおり、赤文字が新しく変わったところですが、今、説明申し上げたところを含めて改定したいと思っています。7ページ以降は、申請書と一緒にご提出頂く書類一式なので、参考におつけしました。最後、10ページが変更内容の市報記事です。あくまで農地として評価されるためにはこの仕組みがありますということで載せようと思っています。事務局としてはこういった形で進めたく、皆さんにお諮りしたいと思います。ご不明な点もあるかと思いますけれども、是非も含めて、コメントを頂ければと思います。よろしくお願ひします。

【北島会長】 ありがとうございます。もうひとつ理解が難しいような気がしますけれども、300平方メートルというのは基準ですよね。

【事務局】 はい。

【北島会長】 それを一団としてというのが、道を挟んで隣の畑でも一団として見られると。

【事務局】 ただ、そこは道路の大きさや距離とかもかかってくると思いますけれども、基本的に生産緑地を指定する際のものと同一のものにしています。

【北島会長】 何かありますか。

【関委員】 その300平方メートルですけれども、東京都からこういった文書が来ている時点で、都や農業会議とかも含めて、その面積については、300平方メートルが妥当なのか、それとももっと小さい面積でやっている区・市があるのか、教えてほしいです。

【事務局】 調べた限り、「現況農地の認定基準」を運用しているのが東京都内だと、国立市を含め数市しかなく、300平方メートルの要件は先立って仕組みを有していた市の要件に合わせ入れさせてもらいました。東京都は特に300平方メートルという下限は設けていません。300平方メートルの下限がなくても、相当参入は厳しいような要件にはなっていると思います。

【関委員】 厳しいから出てこないのでしょうね。

【事務局】 一団農地の空間で、この区画だけ一旦休耕をして、草地のようになっていて、課税課が現況で判断して雑種地扱いにしたとか、あとは、相当程度恒久性のある倉庫とかを建てて、そこで現況に鑑みてここだけ課税変更したと。ただ、その倉庫は今なくなって、耕運をし始めていてもそれを元に戻す仕組みがないとか、そういったところは救えると思います。基本的に農家さんを救済するための仕組みとして考えており、繰り返し一般の方が新たに入ってくるというのは相当厳しいかなと思います。

【事務局長】 課税課の課税評価の中で、その新しい基準でいけば農地として課税評価される場所が数か所あるというような話ではありますけれども。

【北島会長】 国立市の中で数か所、そういうところが見受けられるという判断ですね。

【事務局長】 はい。

【北島会長】 一応そういうシステムをつくっておかないと駄目だという趣旨で、これを課税課にこれでいいですよと要請をするのですか。

【事務局】 課税課と下話はしていて、今、お話した変更内容自体はお互いに合意できていた、課税課も現況に合わせて農地としてしっかり頑張ってやっていらっしゃる方々がいるのであれば、当然、そこに合わせて農地課税すべきということで、ただそのための仕組みがつくり込まれていなかったので、今回ちゃんと整理したいということで双方で動いているということです。

【北島会長】 何かありますか。

【関委員】 メインは救済するという方向で、現況に即した課税にするということですね。

【事務局】 そうです。

【関委員】 いいのではないでしょうか。

【北島会長】 農地は大切だという観点から来ていることですね。

【事務局】 事務局としては当然そうです。課税課とすれば、ミッションは、現況に合わせて適切な課税を行うことなので、農地として適正に使われているのであれば、現況に合った農地課税をするべきということです。

【北島会長】 何か付け足すところとか省くところ、意見はありますか。

【小鹿倉委員】 ちょっと分からぬけれども、例えばこういう申請が出て、300平方メートル以上ありますといったときに、このままでは雑種地なり宅地で評価されるけれども、現況としては農地だから農地としての課税にしますよといったときに、例えば生産緑地の指定を受けたいと言つ

た場合、これは後からでも追加指定ができる可能性はあるということですか。

【事務局長】 農地転用をされていても、Uターン農地ということで、追加申請して生産緑地の認定基準に合致すれば生産緑地に指定される可能性があります。

【小鹿倉委員】 申請すれば可能性があるということですね。分かりました。

【北島会長】 決まり事としてこれはつくっておきましょうということですね。

【事務局】 そうですね。そうしないと、こういう話が出てきた場合に、国立市としての対応がなかなかできないこともありますので、この基準に沿って農業委員会は農地として認めます、課税課のほうも、農業委員会が農地として肥培管理もされていると認定しているのであれば、農地として課税していくという、そのレールに乗るための制度という形になります。

【北島会長】 農業委員会でこれに目は通したけれども、これでよろしくお願ひしますという報告になる。

【事務局】 そうですね、もしその農地所有者の方から、この認定基準に沿って農地として認めてくださいということで、それで農業委員会が間違いなくこの基準に照らしても農地として判断できるということであれば、課税課とは情報共有というのはしていますので、課税評価を変えて頂くと、そのような流れになります。

【北島会長】 何か質問はありますか。Uターン農地がやりやすくなる基準を一応設けておきましょうということです。

【鈴木委員】 ちょっとよろしいですか。現況は、この3市ですが、もし立川市とか隣接している市が同じことをするとき、下限面積が300平方メートルじゃないかもしれないということですね。

【事務局】 その可能性はあります。

【鈴木委員】 もし、100平方メートルでもいいとか、他市が言い出したら、そのままうちはうちでいくのか、そのとき考えるのか、そういうこともありますよね。

【事務局】 はい。国立市は隣の国分寺市と同じ300平方メートルという基準ですが、必要であれば近隣市の状況を見ながら検討する必要が出てくる可能性があります。

【鈴木委員】 よその市もやるだろうけれども、国立市の市民から出てきた場合には、また検討をしなければいけないわけですよね。

【事務局】 はい。

【北島会長】 市の規模によって、300平方メートルを200平方メートルにしようとか、その余地もある。

【事務局長】 ただ先ほども係長の説明にありましたけれども、いろんな理由で農地にしたいということでたくさん出てしまうと、他市の農業委員会としても混乱するということはありますので、面積要件というのは、他市も、合わせてくるのではないか思います。

【北島会長】 これで承知しましたという形にすればいいのですか。

【事務局】 ご承認頂ければ、あとは課税課と調整して、最終的に合意できればと考えています。

【北島会長】 皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、次に、令和5年度農業委員会活動の集約について、事務局、お願ひします。

【事務局】 資料の17ページから20ページまでです。17ページに東京都農業会議からのかが

み文がついていますが、例年、令和5年度の活動の集約を各市から求めますということで通知を頂いています。事務局のほうでつくり込んだものが次のページ以降にございます。3月25日提出ですので、ご覧になって頂いてもし何か問題があれば、この場でお伝え頂ければと思います。18ページの第1のところには、重点活動の実績を載せていまして、これは10月の農地パトロールについて主に書いています。第2は、皆さんから毎回ご提出頂いている活動記録カードの結果を主に報告させて頂いています。第3については、農地の保全について、問題があった場合の対応等書いてあります。第4については、国立市として(2)のところの8月に行いました農業者意見交換会の結果等が含まれています。第5が、情報活動の出席、第6については、内容がないので含まれていません。よろしくお願ひします。ちなみに、15ページの1番下の第5の項目ですが、座談会の開催ということで、時期3月と書いてありますけれども、農業者懇談会のことになります。当初、先月の総会のときに2月21日(火)に、農業委員会としては会長にご出席頂いて、あとは若手の認定農業者と行いますということで、本日、結果を報告させて頂く予定だったのですが、この次の報告事項にかかるてくるのですが、ちょっと皆さんのが繁忙期と大分重なってしまいまして、出席される方が半数に満たなかったので3月6日に延期をさせて頂きました。会長には既にご予定を頂いているところですが、そのこともありまして、予定で書かせて頂きましたので、ご承知おきください。

【北島会長】 農業委員会活動の集約、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、報告事項は終わりましたので、次、その他になります。

【事務局】 (1) 農業委員だより59号の配布についてですが、農業委員会だより59号が納品されました。地区担当委員は、ご自身の地区へ配布をよろしくお願ひ致します。

【北島会長】 (2) 1月分活動記録カードの集計結果について、お願ひします。

【事務局】 1月の農業委員会活動記録カードの集計結果を発表致します。A「総会」10件、C「その他の会議・会合」2件、G「現地確認」3件、以上、15件です。

【北島会長】 ありがとうございました。以上ですけれども、何か質問ありますか。

【事務局】 議題ではなくて、それ以外のご報告がございまして、別添の資料、20ページの次のところですが、振込用紙の写しがございますが、これは東京都農業会議を通じて能登半島地震被災地への義援金の送付ということで、こちらは前回の総会でご了解を頂きましたので1万円、手数料と合わせて1万660円を全国農業会議所義援金口座のほうへ振り込みをさせて頂きました。以上です。

【北島会長】 次の農業委員会は3月27日の10時から、3階の第1会議室です。よろしくお願ひします。

-了-

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

9 番 関 慎一 委員

10 番 三田 栄作 委員